

令和8年度奈良県広域水道企業団水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度奈良県広域水道企業団水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数	382,341戸
(2) 年間給水量(水道事業)	100,834,690m ³
(3) 1日平均給水量	276,259m ³
(4) 年間給水量(用水供給事業)	6,079,726m ³
(5) 1日平均給水量	16,657m ³
(6) 主要な建設改良工事	
ア 広域化施設の整備	
(ア) 浄水・取水施設	2,166,001千円
(イ) 送配水施設	1,760,587千円
イ 経年施設の更新整備	
(ア) 管路(送配水施設)の更新・耐震化	7,028,324千円
(イ) 施設・設備(取水・浄水施設)の更新・耐震化	1,699,963千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 水道事業収益	25,507,431千円
第1項 営業収益	21,147,206千円
第2項 営業外収益	4,360,026千円
第3項 特別利益	199千円

支出

第1款 水道事業費用	25,410,695千円
第1項 営業費用	23,915,113千円
第2項 営業外費用	900,424千円
第3項 特別損失	45,158千円
第4項 予備費	550,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出に対し不足する額15,812,325千円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額648,967千円、建設改良積立金3,000,000千円及び過

年度損益勘定留保資金12,163,358千円で補てんするものとする。)

収入

第1款	資本的収入	3,812,504千円
第1項	他団体補助金	409,136千円
第2項	補助金	1,067,591千円
第3項	他団体出資金	1,545,800千円
第4項	他団体負担金	96,007千円
第5項	工事負担金	623,982千円
第6項	貸付金元金収入	69,988千円

支出

第1款	資本的支出	19,624,829千円
第1項	建設改良費	15,924,947千円
第2項	企業債償還金	3,650,933千円
第3項	国庫補助金等返還金	47,949千円
第4項	雑支出	1,000千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額	年度	年割額
資本的支出	建設改良費	取水施設改良事業 (広域水道センター)	155,276	令和8年度	0
				令和9年度	155,276
		浄水施設改良事業 (広域水道センター)	3,025,498	令和8年度	42,397
				令和9年度	2,710,847
				令和10年度	272,254
		送水施設改良事業 (広域水道センター)	2,230,623	令和8年度	285,236
				令和9年度	1,802,587
				令和10年度	142,800
		その他施設改良事業 (広域水道センター)	30,888	令和8年度	20,888
				令和9年度	10,000
		浄水施設改良事業 (大和郡山事務所)	95,884	令和8年度	0
				令和9年度	61,269
				令和10年度	34,615
		配水施設改良事業 (大和郡山事務所)	195,714	令和8年度	0
令和9年度	195,714				

	その他施設改良事業 (大和郡山事務所)	368,842	令和8年度	0
			令和9年度	177,012
			令和10年度	191,830
	配水施設改良事業 (天理事務所)	52,817	令和8年度	0
			令和9年度	52,817
	浄水施設改良事業 (生駒事務所)	637,724	令和8年度	103,043
			令和9年度	534,681
	配水施設改良事業 (生駒事務所)	339,841	令和8年度	103,043
			令和9年度	236,798
	配水施設改良事業 (香芝事務所)	530,200	令和8年度	354,167
			令和9年度	176,033
	配水施設改良事業 (安堵事務所)	248,514	令和8年度	33,000
			令和9年度	215,514
	浄水施設改良事業 (吉野事務所)	2,288,000	令和8年度	449,000
			令和9年度	562,000
			令和10年度	771,000
令和11年度			506,000	
浄水施設改良事業 (大淀事務所)	160,000	令和8年度	20,000	
		令和9年度	20,000	
		令和10年度	20,000	
		令和11年度	10,000	
		令和12年度	20,000	
		令和13年度	10,000	
		令和14年度	20,000	
		令和15年度	20,000	
令和16年度	20,000			

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
将来収支見通し検討業務に係る経費	令和9年度	千円 15,631
水安全計画作成業務に係る経費	令和9年度	21,431
水利使用許可申請書作成業務に係る経費	令和9年度	14,058

水道事業認可変更申請書作成業務に係る経費	令和9年度	29,392
大型コンクリート構造物修繕事業に係る経費	令和9年度	12,500
水管橋塗替工事に係る経費（広域水道センター）	令和9年度	21,500
水道施設現場監理業務に係る経費（広域水道センター）	令和9年度	27,137

（一時借入金）

第7条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費 3,898,543千円

（構成団体からの補助金）

第10条 地方公営企業職員に係る児童手当に要する経費等に充てるため、奈良県広域水道企業団規約第2条に規定する構成団体（以下「構成団体」という。）の一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、570,207千円である。

（たな卸資産購入限度額）

第11条 たな卸資産の購入限度額は、285,258千円と定める。